

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-102484

(P2006-102484A)

(43) 公開日 平成18年4月20日(2006.4.20)

(51) Int. Cl. F I テーマコード (参考)  
**A 4 7 G 25/28 (2006.01)** A 4 7 G 25/28 Z 3 K O 9 9

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2005-239253 (P2005-239253)	(71) 出願人	391055988 株式会社健勝苑
(22) 出願日	平成17年8月22日 (2005. 8. 22)		
(31) 優先権主張番号	特願2004-259430 (P2004-259430)		京都府京都市中京区堺町通三条下ル道祐町 1 4 4 番地
(32) 優先日	平成16年9月7日 (2004. 9. 7)	(74) 代理人	100074365 弁理士 肥田 正法
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)	(72) 発明者	湯川 ゆみ子 京都府京都市中京区堺町通三条下ル道祐町 1 4 4 番地 株式会社健勝苑内
		(72) 発明者	永江 巧 京都府京都市中京区堺町通三条下ル道祐町 1 4 4 番地 株式会社健勝苑内
		Fターム(参考)	3K099 AA09 BA04

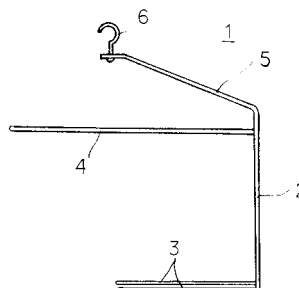
(54) 【発明の名称】 着物用ハンガー

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 上部にフックを備えたバーに背縫い線及び脇縫い線に沿って折り畳んだ着物を掛ける着物用ハンガーにおいて、着物を掛けた状態で重力バランスを確実に維持させること。

【解決手段】 下段に左右の振り下を掛ける二本のバー 3 を、上段に裾側を折り返して胸部を掛けるバー 4 をそれぞれ配置した。

【選択図】 図 1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

上部にフックを取り付けたバーに背縫い線及び脇縫い線に沿って折り畳んだ着物を掛ける着物用ハンガーにおいて、下段に左右の振り下を掛ける二本のバーを、上段に裾側を折り返して胴部を掛けるバーをそれぞれ配置した着物用ハンガー。

## 【請求項 2】

上下段のバーをフックを取り付けた吊杆から片持式に突出させた請求項 1 に記載の着物用ハンガー。

## 【請求項 3】

上部にフックを取り付けたバーを蛇行させて上下二段のバーを形成し、下段のバーを長手方向に分割させた請求項 1 に記載の着物用ハンガー。 10

## 【請求項 4】

上段のバーの幅及び/又は太さを下段のバーより大きくした請求項 1、2 又は 3 に記載の着物用ハンガー。

## 【請求項 5】

上段のバーを下段のバーより長くした請求項 1、2、3 又は 4 に記載の着物用ハンガー。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

20

## 【0001】

本発明は、上部にフックを取り付けたバーに背縫い線及び脇縫い線に沿って折り畳んだ着物を掛ける着物用ハンガーに関するものである。

## 【背景技術】

## 【0002】

この種のハンガーとしては、特許文献 1、2 に記載されたものが公知である。

特許文献 1 は、U 字状のバーを片持式に突出させたハンガーを開示している。バーはその中間部から外側に向かって折れ曲がるように構成してあって、バーの先端側を基端側へ沿わせられるようにしている。

このハンガーは、背縫い線及び脇縫い線に沿って折り畳み、身頃同志を重ね合わせた状態で着物の左右の肩部の内側を左右のバー上へ臨ませ、その先端側に袖口を位置させた後バーを折り曲げて袖口を身頃側へ旋回させ、そのまま吊杆 5 のフックを利用して吊り下げ 30

## 【0003】

しかしながら、この構成のハンガーでは、着物の身丈をそのままの長さにして吊り下げることになるため、通常の洋服ダンスに吊り下げて収納することが不可能となる。

また、着物のすべての重量が左右の肩部に掛かってしまうが、バーによる折れ癖が付くのを防止するためにバーを太くしてしまうと、太い 2 本のバーが 4 本並ぶことになるため、ハンガーに吊り下げた状態での全体の収納幅が大きくなってしまふ不都合もある。

## 【0004】

40

特許文献 2 では、吊杆の上部に 4 本、下段に 1 本のバーをそれぞれ配置した構成のハンガーを開示している。

上段のバーにおいて、中央の 2 本で左右の肩部を吊り、袖を折り返して袖口を外側の 2 本のバー上に臨ませて着物を吊り下げようとしている。この吊り下げ態様は特許文献 1 に開示のハンガーと略同じものとなる。

下段のバーは身頃同志を重ね合わせた着物の裾側を吊り掛けるためのもので、裾を上向きに折り返して下段のバーに掛けることによって、着物の肩部に着物の重量全体が掛からないようにしている。

## 【0005】

しかしながら、下段のバーに裾を単に折り返して掛けるだけでは、バーの両側での重量 50

バランスが崩れ易く、バランスが崩れると裾は容易にバーからずり落ちて床や収納タンスの底面と接触してしまう不都合がある。

そのため、この構成のハンガーは、商品の陳列用には使用することができない不都合もある。

【特許文献 1】特開平 7-39445 号公報

【特許文献 2】特許第 3002489 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

本発明は、上部にフックを取り付けたバーに背縫い線及び脇縫い線に沿って折り畳んだ着物を掛ける着物用ハンガーにおいて、着物を掛けた状態で重力バランスを確実に維持させることを課題としたものである。

10

【課題を解決するための手段】

【0007】

この技術的課題を解決するための第一の技術的手段は、(イ)下段に左右の振り下を掛ける二本のバーを、(ロ)上段に裾を折り返して胴部を掛けるバーをそれぞれ配置したこと、である。

第二の技術的手段は、上下段のバーをフックを取り付けた吊杆から片持式に突出させたことであり、第三の技術的手段は、上部にフックを取り付けたバーを下に向かって蛇行させて上下二段のバーを形成し、下段のバーを長手方向に分割させたことである。

20

【0008】

第一の技術的手段では、身頃同志を重ね合わせるように折り畳んだ着物を上下逆向きにして吊り下げる方式を採用することになる。

吊杆の下段には二本のバーが突出させられていて、ここに袖の振り下を掛けると、肩部を下に向けて着物が吊り下げられることになる。

身頃同志を重ね合わせた着物の裾側を折り返して胴部を上段のバーに掛けると、着物の上衣側の重量は振り下を介して下段のバーが受け止め、下衣側の重量は上段のバーがこれを受け止めることになる。なお、振り下はそれ自身が折り目となっているから、バーによる折り癖の発生が問題となることはない。

【0009】

30

着物は上衣の方が多くの生地を使用して仕立てられていて下衣より重くなっているが、上衣側の重量を下段のバーが受けているから、着物は、上衣側へ滑り落ちることはない。また、下衣側は上衣の重さに抗して下衣側へ滑り落ちることもあり得ない。

したがって、ハンガーのフックを上にして吊るした場合には、吊り下げた着物の重力バランスが確実に維持されることになる。

【0010】

上記の技術的手段において、上下二段のバーは、フックを取り付けた吊杆から片持式に突出させる他、上部にフックを取り付けたバーを下に向かって蛇行させて上下二段のバーを形成し、下段のバーを長手方向に分割させることによって形成することができる。

前者の構成では、バーの先端が同一方向に向くことになるから、着物を同じ方向から掛け入れることができる。後者の場合はハンガー自体の重量バランスがよく、不使用時にも安定させられる利点がある。

40

【0011】

また、上記の技術的手段における上段のバーの幅及びの太さのいずれか又は双方を下段のバーより大きくしておくことによって、胴部への折り癖の発生を防止することができる。この場合、バーの内側に防虫剤収納部を設けておくと、着物への防虫効果を大きくすることができる。

また、上段のバーを下段のバーより長く構成すると、裾を折り曲げて胴部全体をバーに掛けられるから、掛けた着物に不用意な撓みやシワが生じることもない。

【0012】

50

なお、ハンガーは金属、合成樹脂、木その他、公知のハンガー素材で形成するようにしても良い。

また、バーの形状は断面が円形や楕円形のものに限らず、半円形や蒲鉾型のものであっても良いし、T字形やI字形のものであっても良い。

【発明の効果】

【0013】

着物を掛けた状態で重力バランスを確実に維持させられる結果、着物を安定した状態でハンガーに吊り下げることができ、しかも、一般に使用されている洋服ダンスを利用して収納させられる利点がある。

また、この吊り下げ状態において、商品を陳列することが可能となり、従来必要とされていた大型の衣紋掛けを用意する必要もない。 10

【実施例1】

【0014】

図1は、本発明に係る着物用ハンガー1の正面の斜視図である。

このハンガーは金属製の丸棒を使用して形成してあり、吊杆2の下端には二本のバー3、3を同じ高さで並列させて片持式に突出させ、その上方で同方向に1本のバー4を同じく片持式に突出させている。

【0015】

この実施例では、吊杆の上部からは斜め上方にアーム5を突出させてあって、その先端頂部にはフック6を水平方向での旋回を可能にして取り付けられている。フックは、アームの先端を屈曲させて形成するようにしてもよい。 20

また、上段のバー4は下段のバー3、3よりやや太くすると共に、若干長く形成し、胴部の反転部に折り癖が付かないようにしている。

なお、好みによって、バーの表面に滑り止め加工を施すようにしてもよい。

【0016】

着物10は、図2に示したように、背縫い線11及び左右の脇縫い線12を折り目として身頃が重なるように折り畳んであり、図2では、折り畳んだ着物10を上下逆向きに示しているから、右前身頃13が見える状態となっている。また、左右の袖15、15は、双方とも右前身頃13上に位置するように折り畳んでいる。

【0017】

着物10を、畳みの上やテーブルの上で図2に示したように折り畳み、最初にハンガーの下段のバー3、3をそれぞれ袖の振り下16、16内に臨ませ、それを前進させながら、あるいは前進が完了した段階で着物の裾側17を上を持ち上げて、上段のバー4に接した部分で折り返すと、着物10は二つ折り状態となる(図3参照)。

そのままフック6を持って持ち上げると、着物10はハンガー1にバランスよく吊り下げられることになる。

【0018】

この実施例では、左右の袖15、15を双方とも右前身頃13上に位置するように折り畳んでハンガーに掛けるようにしているが、バー3、3の間隔を少し大きめに設計して着物を二本のバー3、3の間に位置させ、左右の袖15、15を外側に折り畳んで振り下16、16をバー3、3上に掛けるようにしてもよい。 40

【実施例2】

【0019】

図4、5は合成樹脂によってバー本体を一体成型したハンガー21であって、上部にフック26を取り付けたバー25の断面形状は図5に示したようにI字形となっている。

バー25は、下に向かって蛇行させることによって上下二段のバー24、23を形成し、下段のバー23は長手方向に分割させて縦楕円形状に形成してあり、上段のバー24は上面を円弧状に形成して、掛けた着物に折り癖が付かないようにしている。

着物を掛ける手順は、上記のハンガーとほぼ同じである。

【図面の簡単な説明】

【 0 0 2 0 】

【 図 1 】 ハンガーの正面斜視図

【 図 2 】 折り畳んだ状態の着物をハンガーに吊るす説明図

【 図 3 】 着物をハンガーに吊るした状態図

【 図 4 】 他の実施例におけるハンガーの正面図

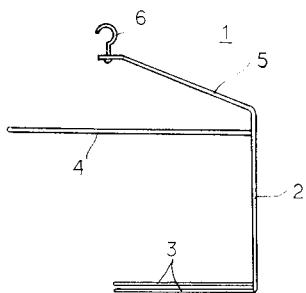
【 図 5 】 図 4 A - A ' 箇所の断面図

【 符号の説明 】

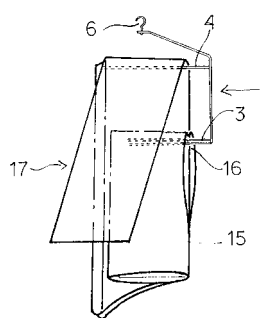
【 0 0 2 1 】

1, 21ハンガー、 2吊杆、 3, 23下段のバー、 4, 24上段のバー、 5、アーム、  
 6, 26フック、 10着物、 11背縫い線、 12脇縫い線、 13右前身頃、 15 10  
 袖、 16振り下、 17着物の裾側、  
 25バー

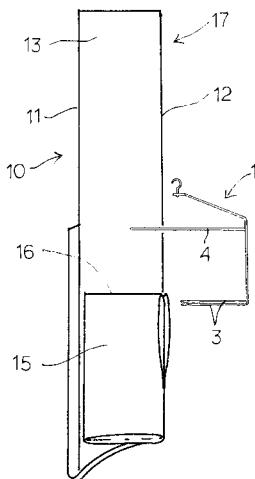
【 図 1 】



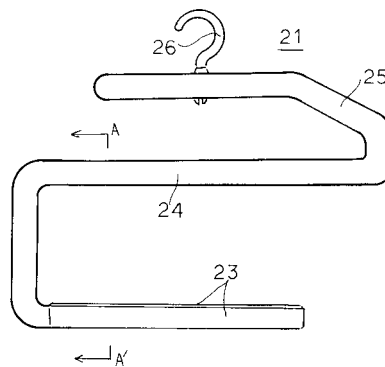
【 図 3 】



【 図 2 】



【 図 4 】



【 図 5 】

